

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和7年2月18日（火） 午前9時58分～午前10時40分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 荒川 義孝、5番 野々山 啓、10番 北川 広人、11番 鈴木 勝彦、

12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲、 副議長（6番）今原ゆかり

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

#### 1. 令和7年3月定例会について

(1) 議案の説明について

(2) 議案の取扱いについて

(3) 一般質問の受付について

(4) 総括質疑の通告について

(5) 予算特別委員会委員の指名について

(6) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取扱いについて

2. 資料要求について
3. 高浜市個人情報の保護に関する条例の施行規程の一部改正について
4. 今後の議会運営委員会の日程について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりです。それでは案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

### 《議 題》

#### 1. 令和7年3月定例会について

##### (1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構ですのでよろしく願いいたします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座のまま御説明させていただきます。

それでは令和7年3月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意 2 件、一般議案が 16 件、補正予算が 7 件、当初予算が 8 件、報告 2 件の計 35 件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

同意第 1 号は、現公平委員会委員、竹内利宏氏の任期満了に伴い再度選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

同意第 2 号は、現固定資産評価審査委員会委員、榊原剛志氏の任期満了に伴い再度選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

議案第 3 号は、地方自治法の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

議案第 4 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

議案第 5 号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正等に伴い退職報償金支給額表の改定を行うものでございます。

議案第 6 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償基礎額の改定を行うものでございます。

議案第 7 号は、地方自治法の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

議案第 8 号は、道路占用料の額を改定するものでございます。

議案第 9 号は、下水道法施行令の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 10 号は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 11 号は、今年度の人事院勧告に基づき給料表の改定などを行うものでございます。

議案第 12 号は、市長の事務部局並びに教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を改定するものでございます。

議案第 13 号は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等を行うものでございます。

議案第 14 号は、多文化共生コミュニティセンターを女性文化センターの所在地に移転させるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 15 号は、いきいき広場のショールーム及び女性文化センターの談話室の一部について継

続的利用に係る使用料を定めるものでございます。

議案第 16 号は、市が実施する放課後児童健全育成事業について必要な事項を定めるものでございます。

議案第 17 号は、女性文化センターの利用者の範囲について見直しを行うものでございます。

議案第 18 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第 19 号、令和 6 年度高浜市一般会計補正予算（第 16 回）について申し上げます。第 16 回の補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,726 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 196 億 5,408 万 7,000 円といたすものでございます。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金及び 15 款 2 項 2 目民生費県補助金は、物価高騰に直面する民間保育所等の給食費の負担軽減のために実施する保育所等給食費軽減対策支援補助金に対し交付されるものでございます。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として増額いたすものでございます。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3 保育園管理運営事業及び 4 小規模保育事業は、物価高騰に直面する市内の民間保育所・民間認定こども園及び民間小規模保育事業所に対し給食に係る経費の一部として児童 1 人当たり 1 食 110 円を補助いたすものでございます。

なお、本議案につきましては、事業スケジュールの関係上早急に御議決をいただく必要がございますので、その取扱いにつきまして御配慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第 20 号 令和 6 年度高浜市一般会計補正予算（第 17 回）について申し上げます。第 17 回補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8,268 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 197 億 3,677 万 2,000 円といたすものでございます。

10 ページをお願いいたします。

繰越明許費は 5 件で、いずれも年度内の完了が見込めないことなどから令和 7 年度に繰り越すものでございます。

12 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、契約金額の確定により限度額を変更いたすものでございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

地方債補正では、2 段目のいきいき広場改修事業、中段の保育園改修事業から最下段の吉浜幼稚園長寿命化改良事業までのうち公園整備事業以外のもの、並びに 16 ページ、17 ページをお願いいたしまして、美術館・図書館改修事業及びスポーツ施設改修事業は事業費の確定などにより限度額を増減いたすもので、排水ポンプ場整備事業は限度額を新たに設定いたすものでございます。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項 市民税、2 項 固定資産税及び 5 項 都市計画税は、決算見込みに伴い増額いたすものでございます。

14 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金は障害福祉サービス等給付費の増加に伴い増額いたすものでございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

14 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金の出産・子育て応援交付金は出産・子育て応援交付金支給事業におけるシステム構築費に対し交付されるものでございます。

66 ページ、67 ページをお願いいたします。

17 款 1 項 3 目 衛生費寄附金は株式会社ヤマナカ様から御寄附いただいたもので、68 ページ、69 ページをお願いし、4 目 総務費寄附金は匿名の方から御寄附いただいたものでございます。

18 款 1 項 1 目 基金繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正の財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金は充当事業の決算額が確定したことに伴い減額いたすものでございます。

そのほか歳入全体を通じまして、決算見込や交付額の決定等により負担金、国県支出金、財産収入などについて増減いたしております。

80 ページ、81 ページをお願いいたします。歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 8 項 1 目 基金費の財政調整基金積立金は今回の補正により積み立てるもので、職員研修基金積立金は指定寄附金を積み立てるものでございます。

3 款 1 項 2 目 地域福祉推進費の 1 社会福祉推進事業は福祉総合システム標準化対応の先送りに伴い減額するものでございます。3 目 障害者在宅・施設介護費は利用者の増加等に伴い増額いた

すものでございます。

82 ページ、83 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 27 目価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・子ども加算）支給事業費は、事業者へシステム開発業務を委託できなかったためシステム開発業務委託料を減額いたすものでございます。

84 ページ、85 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 3 目家庭支援費の 23 出産・子育て応援交付金支給事業は子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付を実施するためのシステム改修費を計上いたしましたものでございます。

4 款 1 項 3 目医療対策推進費は旧刈谷豊田総合病院高浜分院の建物解体に伴い、医療法人豊田会に対する固定資産税等補助金を減額いたしましたものでございます。

94 ページ、95 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の 1 小学校維持管理事業のうち光熱水費は、小学校における電気及びガス使用量の増加に伴い増額いたすものでございます。

そのほか歳出全体を通じまして、決算見込みや事業費の確定などにより委託料、補助金、工事請負費などについて増減いたしております。

3 ページにお戻りをお願いいたします。予算総括表をお願いいたします。

5 特別会計の補正予算は、事務事業費の確定あるいは年度末の決算見込みなどに伴う補正が主なものがございます。

続きまして、当初予算書をお願いいたします。

議案第 26 号 令和 7 年度高浜市一般会計予算について申し上げます。

予算書の 7 ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 209 億 1,570 万円と定めるものがございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。債務負担行為は 15 の事項について定めるもので、14 ページ、15 ページをお願いいたしまして、地方債は 18 事業について計上いたすものがございます。

53 ページをお願いいたします。歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は 95 億 1,082 万 3,000 円で、前年度比 5 億 6,398 万 2,000 円の増を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金は 12 億 5000 万円。

10 款地方交付税は特別交付税として 1 億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料は 1 億 5,878 万円を見込んでおります。

14 款国庫支出金は 44 億 259 万 4,000 円を見込んでおります。

15 款県支出金は 15 億 1,079 万 7,000 円を見込んでおります。

82 ページ、83 ページをお願いいたします。

17 款寄附金は主なものとして、ふるさと応援寄附金 1 億円を見込んでおります。

84 ページ、85 ページをお願いいたします。

18 款 1 項基金繰入金は 10 億 4,447 万 4,000 円、前年度比 1 億 3,017 万 7,000 円の増で、その主なものは財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金の増でございます。

次に歳出の主なものについて申し上げます。

98 ページ、99 ページをお願いいたします。

2 款総務費について申し上げます。1 項 2 目文書管理費の 1 文書管理事業になります。委託料に文書管理システム導入業務委託料を計上いたしております。116 ページ、117 ページをお願いいたします。14 目電算管理費の 2 情報系庁内 LAN 管理事業になります。委託料にキャッシュレス決済導入業務委託料を計上いたしております。122 ページ、123 ページをお願いいたします。2 項 1 目賦課徴収費の 3 市税賦課事業では委託料に被災者支援システム構築業務委託料を計上いたしております。

168 ページ、169 ページをお願いいたします。

3 款民生費について申し上げます。2 項 3 目家庭支援費の 16 こども家庭センター事業では委託料に子育て世帯訪問支援事業委託料を計上いたしております。

176 ページ、177 ページをお願いいたします。

4 款衛生費について申し上げます。1 項 2 目保健・予防費の 2 母子保健事業では補助金に不妊治療費助成事業補助金を計上いたしております。

192 ページ、193 ページをお願いいたします。

7 款商工費について申し上げます。1 項 4 目コミュニティ交通費の 1 コミュニティバス運行事業では負担金にチョイソコたかはま運行事業費負担金を計上いたしております。

218 ページ、219 ページをお願いいたします。

10 款教育費について申し上げます。2 項 1 目学校管理費の 2 小学校給食運営事業、224 ページ、225 ページをお願いいたしまして、3 項 1 目学校管理費の 3 中学校給食運営事業、228 ページ、229 ページをお願いいたしまして、4 項 1 目幼児教育費の 3 幼稚園維持管理事業の 3 事業では賄材料費などを計上し、公会計化による学校給食費の適切な管理を行ってまいります。222 ページ、2

23 ページにお戻りいただきまして、2 項 3 目学校建設費の 2 小学校長寿命化改良事業では、工事請負費に吉浜小学校長寿命化改良工事費及び港小学校長寿命化改良工事費を計上いたしております。224 ページ、225 ページをお願いいたします。3 項 1 目学校管理費の 2 中学校維持管理事業になります。委託料に中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託料を計上いたしております。また、工事請負費に南中学校外壁等改修工事費を計上いたしております。236 ページ、237 ページをお願いいたします。5 項 5 目文化事業費の 1 美術館・図書館管理運営事業では、委託料に瓦製鯨修繕業務委託料を計上いたしております。

3 ページにお戻りください。予算総括表をお願いいたします。

5 特別会計及び 2 企業会計の当初予算でございます。特別会計全体としましては、前年度比 1 億 1,131 万 8,000 円減の 75 億 4,642 万 1,000 円。水道事業会計は、前年度比 1 億 7,135 万 7,000 円増の 15 億 9,352 万 3,000 円。下水道事業会計は、前年度比 11 億 9,598 万 5,000 円増の 44 億 5,390 万円といたすものでございます。

最後に、報告第 1 号及び報告第 2 号は高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものでございます。

以上が、令和 7 年 3 月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、同意 2 件、一般議案 16 件、補正予算 7 件、当初予算 8 件、報告 2 件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

(質疑なし)

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席をお願いいたします。

(2) 議案の取扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 主査) それでは、お手元に配付させていただいております。令和7年3月高浜市議会定例会の会期及び会議日程(案)及び予定議案の取扱い(案)を御覧ください。

既に昨年の12月11日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては2月25日から3月25日までの29日間でございます。

2月25日の本会議初日に、同意第1号及び同意第2号並びに議案第19号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第3号から議案第18号及び議案第20号から議案第33号の議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。

2月27日と28日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問をお願い、3月5日の第4日は補正予算の質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、その後、総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月11日及び12日の予算特別委員会においては、議案第26号から議案第33号の8議案を審査願います。

3月17日の総務建設委員会においては、議案第3号から議案第10号の8議案を審査願います。

3月18日の福祉文教委員会においては、議案第11号から議案第18号の8議案を審査願います。

3月25日の第5日最終日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

なお、第4日の補正予算に対する討論につきましては当日挙手にて、そのほかの議案に対する討論につきましては、3月24日、月曜日の正午までに討論通告書の提出をお願いいたします。

最後に、議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正についてですが、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日の会議終了後、議長から監査委員に対して意見照会をいたします。回答の提出期限は2月25日、本会議初日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定をさせていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより告示日の翌日、2月19日、水曜日の午前8時30分から午後5時までとし、質問の順序は受付順とします。ただし、2月19日の午前8時30分以前に2名以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。なお一般質問の通告に当たっては、質問の要旨を具体的に記載していただきますようよろしくお願いをいたします。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより定例会開会2日目、2月26日、水曜日の午後5時までといたしますので、総括質疑を行う方は期日までに総括質疑通告書を御提出いただきますようお願いをいたします。

(5) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) 予算特別委員会の構成メンバーにつきましては、4年間の構成表で議長及び議選監査委員を除く12名と既にお決めいただいております。

予算特別委員会委員は、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員の12名となります。

委員長 この3月定例会における予算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました12名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

(6) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取扱いについて

委員長 本日までに提出がありましたのは、陳情書1件です。

陳情第1号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局 主査) それでは、陳情文書表(案)及び陳情書の写しを御覧ください。

提出されました陳情第1号につきましては、福祉文教委員会に付託するというご希望をしたいと思います。

なお、陳情第1号につきまして、陳情代表者より意見陳述の申出がありましたので、御了承願います。

委員長 ただいま陳情の付託委員会及び意見陳述の申出について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

## 2. 資料要求について

委員長 議長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

議長 では、お手元に配付してありますとおり2月7日付で柴口議員より、また2月14日付で倉田議員、黒川議員、福岡議員より、予算審査に関する資料要求願がそれぞれ提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか議会運営委員会のほうでお諮りいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま議長より、2月7日付で柴口議員から、2月14日付で倉田議員、黒川議員、福岡議員から提出されました資料要求願について、それぞれ議会運営委員会で諮るよう依頼がありました。

資料要求については議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり資料要求する場合は議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決められた場合は、議長は当局に資料を要求するとあることから議会運営委員会で諮るものであります。

今回の資料要求について、まず柴口議員から提出されました資料要求願について、提出者である柴口議員より御説明をいただき、市長に資料要求書を提出すべきか諮りたいと存じますので、説明をお願いいたします。

説(12) 資料要求願につきましては日本共産党として、予算、決算ともに毎年提出をさせていただいております。

今回、削除箇所として3箇所。13番目の介護保険料について、利用料の減免実施したときの影響額の部分を削除し、14番目では、短期保険証・資格証明書発行人数について、そして15番目の美術館については、館蔵品の部分を削除させていただきました。

全部で26項目にわたりまして資料要求をしておりますが、この資料により慎重に審査をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいま柴口議員から説明がありましたが、この件について御意見のある方はお願いいたします。

(意見なし)

委員長 御意見もないようですので、本件につきましては、過去から予算審査に当たって資料要求願が出されておりこれを市長に資料要求してきたものですので、これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは御異議なしと認めます。

よって、柴口議員提出の資料要求願を、議長より市長に提出することとします。

次に、倉田議員、黒川議員、福岡議員から提出されました資料要求願については、提出者を代表して倉田議員に御説明をしていただき、市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますが、

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、倉田議員、説明をよろしくお願いたします。

説(13) 今回、議会運営委員会の資料として iPad のほうに上がっておりますが、本日、告示日におきまして予算書が上がっておりますが、残念ながらその予算というのは長期財政計画に基づいて今回予算書が出てきているんですが、その基となる長期財政計画につきましては、いまだこちらのほうに上がっておりません。やはりそれを基に予算につきましては、我々は審議する必要があります。

今回、本来であれば初日までに出示していただくものが出てないということですので、私はもう初日までに出示してほしいということで、一度申入書を提出いたしました。それが説明もあわせていただきたいということで申入書提出したんですけど、資料要求書ってということで議長のほうから出したほうがいいんじゃないかというお話をいただきましたので、今回、資料要求書ということで一日も早く長期財政計画のほうを提出していただき、それにつきまして説明を求めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。ただいま倉田議員から説明がありましたが、この件について御意見のある方はお願いたします。

意(2) 今資料要求の趣旨について説明いただきましたが、今回予算を審議していくに当たって長期財政計画自体を資料とするっていうのは少し無理があるんじゃないかなというふうに考えます。その根拠として、長期財政計画、そもそもこちら公共施設の総合管理計画の財政的な裏付けとなる資料であります。

先ほど説明の中で、長期財政計画は当初予算の基となるといった、これ元々逆でありまして、この長期財政計画自体の改定が直近の当初予算それから決算額の状況もそれを基にしてつくるのでありますので元々ベースにする資料ではないと思いますので、今回ちょっとそれについては反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 予算審議に臨むに当たっては、財政の見通しを事前にしっかりと把握することは市民に対する説明責任を果たす上で重要となります。特に公共施設の維持管理や基金の活用方針など、

将来を見据えた検討を十分に行うためには早めの資料提供が必要であると考えます。

したがって、この資料要求に対しては賛同させていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

(意見なし)

委員長 今御意見が分かれたところがございますけれども、採決を採らせていただいてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、これより採決をいたします。

お諮りいたします。倉田議員、黒川議員、福岡議員提出の本資料要求願について、議会として資料要求することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。よって、議会として資料要求することは否決されました。

ちなみに、この3月定例会の告示、今日でありますけれども、そのうちこの長期財政計画というのは、毎年この時期に見直しをしたものを提出はされておりますので出てくるものだと思っておりますけれども、議会からはあえて資料要求という形で要求しないということに、今決定をされました。

### 3. 高浜市個人情報の保護に関する条例の施行規程の一部改正について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) それでは、高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の施行規程の一部改正について御説明をいたします。

1月15日開催の各派代表者会議にて御説明をいたしました。健康保険証や運転免許証のマイ

ナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に伴い改正するものとなります。

さきの各派代表者会議においては、意見などはございませんでした。

施行日につきましては、議会運営委員会の決定日からとし、運転免許証に関する規定の改正については令和7年3月24日からとなります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま事務局が説明した案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

#### 4. 今後の議会運営委員会の日程について

委員長 初めに、3月5日の水曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定をお願いします。

続いて、令和7年6月定例会の日程を協議する議会運営委員会を3月18日の火曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので御予定を願います。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時40分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長